

新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金等の相談窓口一覧

(令和2年7月29日現在)

1-1 市民の皆さま向け支援

子育て・教育

給付	新生児応援金	新生児1人につき10万円 対象：令和2年4月28日～令和3年3月31日 出生した新生児の父又は母 手続き： 申請要
支援金	要保護・準要保護児童就学援助事業	休業・失業等により、経済的に困難となった小・中学生の保護者に対して学用品、給食費、修学旅行などの援助 お問い合わせください。

追加

追加

相談窓口

こども課
0248-88-8114

学校教育課
0248-88-9168

住宅・上下水道

優遇	離職退去者への市営住宅の優先的な入居	優先的に入居可能 期限を定めた退去の必要なし 手続き： 申請要
減額	市営住宅使用料（家賃）の減額	住宅使用料（家賃）の額を再認定（更正）し、 家賃の額を減額 ただし、減額にならない場合もあり 手続き： 申請要
猶予	上下水道料金の支払猶予	上下水道料金の支払い猶予 支払い猶予期間は要相談 手続き： 申請要
軽減	水道料金の軽減	基本料金1 / 2軽減 ※税抜き額 水道料金のうち基本料金を4ヶ月分軽減 対象期間：令和2年8月1日～11月30日請求分 手続き：不要

建築住宅課
0248-88-9152

水道お客様センター
0248-63-7111

※「市民の皆さま向け支援」は裏面にもあります。

助成金、補助金等の支援策の情報は、日々更新されます。各問合せ先にご確認ください。経済産業省や本市のホームページなどから、活用できそうな支援策はないかご確認ください。

※1 詳しくは、「須賀川市 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック」をご覧ください。→



※2 最新の情報は、市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」をご覧ください。→



新型コロナウイルス感染症に関する助成金・給付金等の相談窓口一覧

(令和2年7月29日現在)

1-2 市民の皆さま向け支援

その他

相談窓口

支 援 金	「新しい生活様式」定着推進支援金	町内会・行政区等を対象に、マスクや消毒液購入費用など、会合や集会などの際の感染予防や新しい生活様式に対応するための経費に対する支援 手続き：申請要 申請期間：令和2年7月29日～ 8月31日	追加	企画政策課 0248-88-9111									
	スポーツ少年団感染症対策支援金	各スポーツ少年団へ一律 5万円 消毒液や体温計等の衛生用品購入費用 対象：市登録スポーツ少年団42団体 (令和2年6月1日現在) 手続き：申請要 申請期間：令和2年7月29日～ 8月31日	追加	申請期間は 8月31日 までとなります。									
	体育協会加盟団体感染症対策支援金	<table border="1"> <tr> <td>会</td> <td>50人未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>50人～199人</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>200人以上</td> <td>7万円</td> </tr> </table> ※会員数は、令和2年度登録団体調査表による 消毒液や体温計等の衛生用品購入費用 対象：須賀川市体育協会加盟35団体 (令和2年6月1日現在) 手続き：申請要 申請期間：令和2年7月29日～ 8月31日	会	50人未満	3万円	員	50人～199人	5万円	数	200人以上	7万円	追加	生涯学習スポーツ課 0248-88-9174
	会	50人未満	3万円										
員	50人～199人	5万円											
数	200人以上	7万円											
文化団体連絡協議会等加盟団体活動支援金	<table border="1"> <tr> <td>会</td> <td>50人未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>50人～199人</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>数</td> <td>200人以上</td> <td>7万円</td> </tr> </table> 消毒液や体温計等の衛生用品購入費用 対象：須賀川市文化団体連絡協議会等 加盟61団体 (令和2年6月1日現在) 手続き：申請要 申請期間：令和2年7月29日～ 8月31日	会	50人未満	3万円	員	50人～199人	5万円	数	200人以上	7万円	追加	文化振興課 0248-88-9172	
会	50人未満	3万円											
員	50人～199人	5万円											
数	200人以上	7万円											

2 各種相談窓口

市民相談、無料法律相談

日常生活の相談受付

市民安全課 0248-88-9128

児童に関する相談

児童の養育や家庭問題等に関する相談受付

こども課 0248-88-8115

(2 7 29)

200

2 9 1 3 2 26

0248-88-9141

100

/
2 8 1 3 2 26

10

20

50

2 8 1 3 2 26

20

2 8 1 3 2 26

d

20

20

2 8 1 3 2 26

0248-88-9142

0248-88-9143

d

